

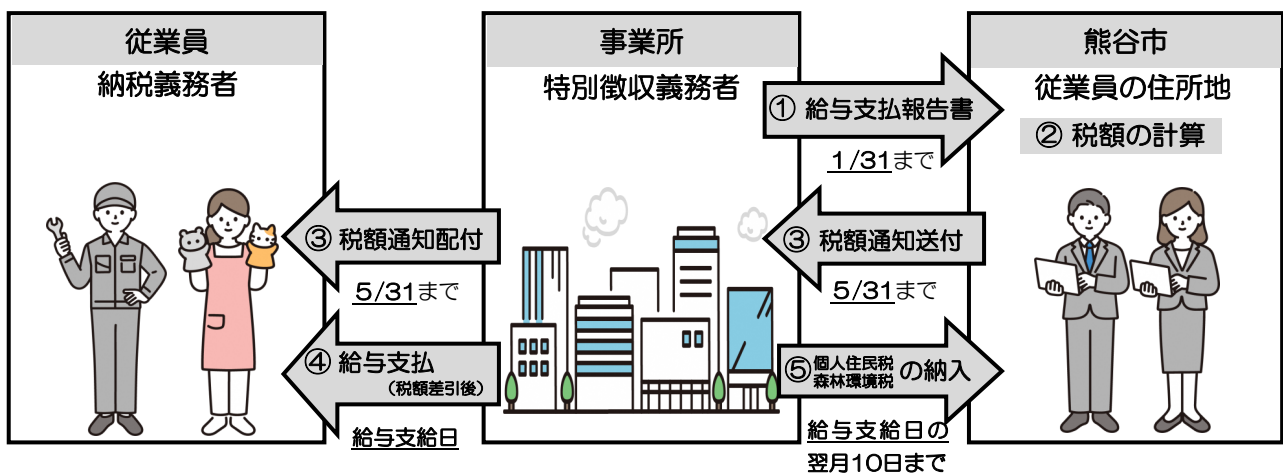
個人住民税・森林環境税は 給与からの差引きが原則です!



©熊谷市

給与からの差引き（特別徴収）に切り替えると
従業員の皆さまからすごく喜ばれるにゃ

特別徴収による納税の仕組み



事業所の皆さま

- 所得税のように、税額の計算や年末調整の手間がかかりません。
- 地方税共通納税システムを利用すれば、すべての地方公共団体へ一括して電子納付ができます。
- 従業員が常時10人未満の場合、年2回に分けて納入することができます（納期の特例※1）。

従業員の皆さまのメリット

- ご自分で納付する手間がなくなります。
- 普通徴収の納期が原則年4回に対し、特別徴収は年12回なので、1回あたりの税額が少なくなります。
- 年度の途中でも特別徴収への切替が可能です。※2



納期の特例の申請※1と年度途中の切替※2については、
市ホームページをご確認ください。

https://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/zeikin/juuminzei/kyuyo_tokutyo.html



特別徴収Q&A

Q1 特別徴収義務者として指定される対象（事業所）とは？

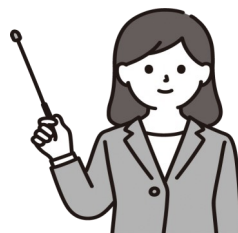
- A1. 所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者です。
所得税の源泉徴収を行っている事業所の皆さまには、
毎月の給与から個人住民税・森林環境税を差引きし、従業員に代わって市区町村に納めることが義務付けられています。
原則として全ての事業所に特別徴収していただきます。



Q2 全ての従業員に対して特別徴収しないといけませんか？

- A2. 次の理由【普A～普F】に該当する場合に限り、例外として普通徴収（本人納付）とすることができますが、これらに該当しない従業員は全て特別徴収となります。

普A	総従業員数が2名以下
普B	他の事業所で特別徴収
普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払が不定期
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者



【普A～普F】に該当する従業員がいる場合、給与支払報告書の提出時に、総括表と併せて「普通徴収切替理由書（兼仕切書）」を提出のうえ、個人別明細書の摘要欄に該当する符号を記載してください。

※「普通徴収切替理由書（兼仕切書）」の提出がない場合、特別徴収として課税します。

Q3 給与以外の所得に係る個人住民税・森林環境税はどうなりますか？

- A3. 公的年金を除く給与以外の所得に係る個人住民税・森林環境税は、原則として給与からの特別徴収となります。
しかし、不動産所得等の給与以外の所得に係る税額については、確定申告書第二表の住民税に関する事項【給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法】において、【自分で納付】を選択することで普通徴収とすることができます。



お問合せ先

担当 熊谷市総務部市民税課（特別徴収担当）

電話 048-524-1111（内線：244・554）